

平27福情答申第9号

平成27年9月8日

福岡市交通事業管理者 阿部 亨 様
(交通局総務部総務課)

福岡市情報公開審査会
会 長 田 邊 宜 克
(総務企画局行政部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき,平成26年7月16日付け交総第291-001号により諮問を受けました下記の異議申立てについて,別紙のとおり答申いたします。

記

「地下鉄電機工事で事故のためけがや病気になった際の報告書」の一部公開決定の件

答 申

第1 審査会の結論

「地下鉄電機工事で事故のためけがや病気になった際の報告書」（以下「本件対象文書」という。）について福岡市交通事業管理者（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 異議申立ての趣旨及び経過

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った平成26年6月5日付けの本件決定を取り消すよう求めるものである。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、平成26年5月29日に本件対象文書についての公開請求を行った。
- (2) 実施機関は、条例第11条第1項の規定により、平成26年6月5日に本件決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。
- (3) 平成26年6月26日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

第3 異議申立人及び実施機関の主張等の要旨

1 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書において、次のように主張している。

- (1) 個人情報であっても、条例第7条第1号ただし書のイの「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護」の必要性が上回るので、事故の原因者の名前の公開を求める。
- (2) また、事故の原因者の勤務先、当該勤務先の住所及び電話番号は、個人情報

ではなく会社に関する情報なので、公開すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成27年6月16日の当審査会第2部会における口頭意見陳述において、おおむね次のように主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件決定は、実施機関が、条例に基づき、慎重に判断した上で行ったものであり、正当かつ妥当な処分である。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書である「地下鉄電機工事で事故のためけがや病気になった際の報告書」とは、地下鉄運営にかかるすべての電機工事において、人身被害を伴う事故が発生した際の報告書である。

本件決定に係る「事故速報」については、事故が発生した工事を所管する所屬が、当該事故の内容、物的被害状況、人的被害状況等を把握するために、工事請負業者に提出を求めたものである。

(3) 処分庁が本件一部公開決定処分を行うに至った理由

本件決定は、「地下鉄電機工事で事故のためけがや病気になった際の報告書」について、条例に基づく非公開情報を除き、実施機関に存する全ての文書の公開を決定したものである。

本件決定のうち、非公開とした部分については、下記の2点を根拠として本件決定を行っている。

ア 工事請負業者の従業員である報告者の氏名、現場代理人の氏名及び連絡先並びに事故の原因者及び被災者の氏名、住所、勤務先及び連絡先については、条例第7条第1号本文の「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができることとなるもの」に該当するものとして、これを非公開としたものである。

当該非公開部分について、異議申立人は、条例第7条第1号ただし書のイ「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当し、公開すべき情報である

と主張しているが、当該非公開部分を公開することにより保護される「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境」の存在が、現在又は将来にわたって認められないため、非公開部分の決定は正当かつ妥当なものである。

イ 工事の請負業者名、事故の原因者及び被災者の勤務先の名称の情報については、これらの情報を公開することは、事故歴のある業者として請負業者名が公表されることであり、当該業者の競争上の地位を脅かす蓋然性が認められることから、条例第7条第2号アに定める「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するものである。

一方、条例第7条第2号ただし書では、「人の生命、身体、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」については、同号ただし書アの規定に該当する場合でも公開することとされている。これは公にすることにより害される個人や法人等の権利利益よりも、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該個人、法人等の情報を公にする必要性・正当性が認められることから、当該情報を公開しなければならないこととされているものである。

具体的には、同号ただし書に該当する情報とは、公害、薬害、食品による危害等に係る情報で、人の生命等に対する危害の発生を未然に防止し、発生している危害を排除し、若しくは拡大を防止し、又は当該危害の再発を防止するために公開することが必要と認められるものとされている。

本件は、事故の状況や原因等について既に公開しているとおり、被災者本人が作業を行うにあたり、慌てて手元を誤り、自らの身体を傷つけたものである。つまり、本人の不注意により本人が負傷に至った事案であり、当該事業者の名称等と事故の発生原因に因果関係は認められない。よって、当該個人又は法人等の情報とともに公開することで、未然に発生又は拡大を防止する危害がそもそも存在せず、公にすることの必要性と、当該情報を公表することにより害される当該業者の権利利益を比較考慮し、非公開の決定を行っている。

当該非公開部分について、異議申立人は、事故被災者の勤務先名称、電話番号、住所については、個人情報でなく会社に関する情報なら公開すべき旨主張しているが、処分庁は上記のとおり条例に基づく非公開決定の判断を行っており、その決定は正当かつ妥当なものである。

ウ 以上の理由により、本件決定は正当かつ妥当なものである。

第4 審査会の判断

上記の異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

1 本件対象文書について

- (1) 本件公開請求において、異議申立人が「地下鉄電機工事で事故のためけがや病気になった報告書」を求めているため、実施機関は、「事故速報」及び「事故・改善報告書」を本件対象文書として特定している。
- (2) 実施機関は、本件対象文書のうち工事請負業者の従業員である報告者の氏名、現場代理人の氏名及び、連絡先並びに、事故の原因者及び、被災者の氏名、住所、勤務先及び連絡先については条例第7条第1号本文の規定に、請負業者名、事故の原因者及び被災者の勤務先の名称については条例第7条第2号アの規定に該当するものとして、被覆したうえで公開していることが認められる。
- (3) 以下、実施機関が非公開とした部分について、条例第7条第1号又は第2号アに規定する非公開情報に該当するか否かについて検討を行う。

2 条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号について

まず、条例第7条第1号（以下「第1号」という。）の規定は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、第1号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開とするものと定めている。

このうち、第1号ただし書のアの規定は、個人に関する情報であっても「法

令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」は例外的に公開することを規定しているが、この「法令等の規定により又は慣行として公にされている情報」とは、法令等の規定や慣行により、現に何人も容易に入手することができる状態に置かれている情報をいうものである。

次に、第1号ただし書のイの規定は、個人のプライバシーを中心とする個人の正当な権利利益は十分に保護されるべきことを前提としつつ、非公開とすることにより保護される個人の権利利益よりもなお、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護の必要性が上回るときには、当該情報を公開しなければならないとするものである。

また、第1号ただし書のウの規定は、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非公開とする個人情報から除外するものである。

(2) 第1号該当性について

以下、実施機関が非公開とした部分の個別判断を行う。

ア 報告者の氏名、現場代理人氏名並びに原因者及び被災者の氏名及び住所について

(ア) 報告者の氏名、現場代理人氏名並びに原因者及び被災者の氏名及び住所については、第1号本文の規定する個人情報に該当することに疑いはなく、また、これらの情報は第1号ただし書のアの規定には該当しないことが認められる。

(イ) そのうえで、異議申立人は、実施機関が非公開とした個人情報のうち、事故の原因者の氏名につき、第1号ただし書のイの規定を示し、「個人情報であっても人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境の保護」の必要性が上回る旨主張している。

しかし、本件対象文書に係る事故は、事故の原因者である個人の不注意に起因するものにすぎず、また、その被害も当該個人の負傷に留まるものであり、事故の原因者の氏名を公開することにより保護されるべき「人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境」の存在は認められなかつ

た。

(ウ) よって、当審査会としては、実施機関が報告者の氏名、現場代理人氏名並びに原因者及び被災者の氏名及び住所を非公開としたことについては妥当と判断する。

3 条例第7条第2号ア該当性について

(1) 条例第7条第2号について

ア 条例第7条第2号アの規定は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

イ また、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして、その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある。「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

(2) 条例第7条第2号ア該当性について

ア 請負業者名及び連絡先については、実施機関は、「これらを公開することにより、事故歴のある業者として当該業者の競争上の地位を脅かす蓋然性が認められる。今回の事故は本人の責に帰す割合が高く、当該業者名を公表することで未然に発生又は拡大を防止する危害が存在しないことから、業者名を公表することの必要と当該業者の権利利益を比較衡量し非公開とした。」との主張であった。

イ 条例第7条第2号アの「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」とは、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

ウ 以下、当審査会として具体的検討を行う。

(ア) まず、事故についての情報の性質についてであるが、一般的に当該情報は企業にとってマイナスイメージに関する情報であるといえる。そして、当該情報の公表の方法として、例えば、事故を起こした全企業を公表する手法ではなく、公開請求のあった特定企業についてのみ公表することとなる場合（実施機関が公表すべきと判断した場合を除く）には、特定企業のイメージの低下を招くおそれの蓋然性が高まると考えるところである。

次に、当該請負業者の事業内容及び行政との関係性等についてであるが、当該請負業者が福岡市の登録業者として工事を受注する立場にあることを考えれば、公の機関である実施機関による事故情報の公表によって、実施機関以外の第三者にとっては、当該請負業者への信頼性を低下させるおそれを否定できない。

以上のことから、当該情報の公表によって特定の企業の「正当な利益を害するおそれ」があり、その蓋然性は法的保護に値するものといえる。

(イ) 一方、本件請求に係る事故の内容は、上記2記載のとおり、事故の原因者である個人の不注意に起因するものにすぎず、また、その被害も当該個人の負傷に留まるものであったため、第1号ただし書きのイには該当せず、業者名を公表することの必要性は見出せない。

エ よって、本件公文書に係る事故の請負事業者名及び連絡先については、公にすることにより、当該事業者の競争上の地位を害するおそれが高いといえるため、当審査会としては、条例第7条第2号アの規定に該当し、実施機関が非公開としたことについては妥当と判断するものである。

以上により、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年7月8日	実施機関が審査会に諮問

平成26年8月18日	実施機関が弁明意見書を提出
平成27年5月19日（第2部会）	審議
平成27年6月16日（第2部会）	実施機関より意見聴取
平成27年7月28日（第2部会）	審議
平成27年8月17日（第2部会）	審議

第6 答申に関与した委員

田邊宜克，井上禎男，勢一智子，錦谷まり子